

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年3月3日（平成28年（行情）諮問第207号）

答申日：平成28年6月16日（平成28年度（行情）答申第128号）

事件名：訟務局の局付又は課付の検事がどの事件の指定代理人になっているかを一覧表にした文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「訟務局の局付又は課付の検事がどの事件の指定代理人になっているかを一覧表にした文書（最新版）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月17日付け法務省訟企第123号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書の記載によると、以下のとおりである。

法務省は、個別の訟務検事の業務状況を把握するために当然、訟務局の局付又は課付の検事がどの事件の指定代理人になっているかを一覧表にした文書を作成していると思われるから、異議の申立てをする。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、以下のとおりである。

1 意見の趣旨

異議申立てに係る本件不開示は、正当である。

2 意見の理由

本件開示請求は、異議申立人である開示請求者から、「訟務局の局付又は課付の検事がどの事件の指定代理人になっているかを一覧表にした文書（最新版）」と特定された行政文書の開示請求であるところ、請求に係る文書は、これを作成又は取得しておらず、保有していないことから本件不開示決定を行ったものであり、本件不開示決定は正当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年3月3日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年6月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「訟務局の局付又は課付の検事がどの事件の指定代理人になっているかを一覧表にした文書（最新版）」である。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は不開示決定の取消しを求めている。これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 異議申立人は、法務省は、個別の訟務検事の業務状況を把握するために当然、本件対象文書を作成している旨主張するが、この点につき、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のアないしウのとおりであった。

ア 法務省訟務局の局付又は課付検事は、法務局が処理する事件を監督する役割も担っていることから、指定代理人となるのは、重要大型事件等に限られている。

イ また、特定の事件の指定代理人を確認する必要がある場合は、該当の事件記録につづり込んである資料において確認している。

ウ したがって、本件対象文書については、業務状況把握のために殊更作成する必要がなく、作成を義務付ける規程もないことから作成していない。

(2) また、文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、法務省においては、本件対象文書について、訟務局の執務室内及び書庫を探索し、また、行政文書ファイル管理システムにより検索したが、当該文書は存在しなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲について特段の問題はないと認められる。

(3) したがって、法務省において、本件対象文書を保有していないとの説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、法務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史